

医 危 第 518 号
令和 2 年 11 月 12 日

公益社団法人神奈川県病院協会長 様

神奈川県健康医療局医療危機対策本部室
医療危機対策企画担当課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症患者の搬送に関する留意事項について (通知)

日頃から本県の新型コロナウイルス感染症対策の推進に御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、本県では、新型コロナウイルス感染症の拡大に備え、医療崩壊を防ぐための現場起点の医療体制「神奈川モデル・ハイブリッド版」の整備を行い、行政検査が実施できる医療機関や、PCR等検査機器を導入し自施設で検査実施することが可能な医療機関の増加に努めているところです。

また、SARS-CoV-2抗原検出用キット（抗原定性検査）の普及もあり、今後、短時間での検査結果の判明が期待されています。

一方で、夜間の入院及び搬送調整については受入れ医療機関や民間救急車の調整が困難な状況であり、今後、検査機能が充実拡大する半面、夜間に陽性判明する事案の発生により、更に入院及び搬送調整が困難となることが懸念されることです。

つきましては、次の留意事項について貴会員への周知をお願いします。

なお、公益社団法人神奈川県医師会長あて別途通知していることを申し添えます。

【留意事項】

- (1) 陽性判明した患者の症状が重篤であり、高度医療機関へ搬送が必要な場合は、時間帯に関わらず救急搬送となること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症疑似症患者の入院受入れを行っている医療機関において、夜間に陽性が判明した場合は、直ちにHER-SYS又はファックス等で発生届を保健所へ提出すること。
転院等搬送調整については、翌日、日中に保健所に相談することとし、転院までは疑似症患者として行っていた管理を継続すること。
- (3) 陽性判明した患者を民間救急車で搬送しようとする場合は、患者が入院している医療機関を管轄する保健所に相談すること。県医療危機対策本部室または各保健所設置市保健所に搬送依頼を行います。

なお、搬送費用は依頼した自治体が負担します。自治体以外が依頼した場合は依頼者の負担となります。

問合せ先

(行政検査について)

感染症対策グループ 村岡・新
電 話 045-210-4791 (直通)

(搬送について)

災害医療グループ 村田
電 話 045-285-0740 (直通)